

Jアラートとエリアメールによる自動連携

全国瞬時警報システム
自動起動装置の運用を開始します

5月1日から、全国瞬時警報システム（Jアラート）と携帯電話主要3社のエリアメールによる自動連携の運用を開始します。

災害情報や国民保護情報などの緊急事態について、いち早くお持ちの携帯電話（一部の機種によっては利用不可）で文字情報を受け取ることができます（受信方法は各社、機種ごとに違います）。

問 NTTドコモ、au、ソフトバンク・モバイル（契約している携帯電話キャリアにお尋ねください。）

納期限は6月2日

平成26年度自動車税の定期課税について

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車を所有している方（割賦販売の場合は使用している方）に課税されます。平成26年度自動車税の納期限は6月2日（月）ですので、納期限までに忘れずに納付してください。納税通知書は、5月8日（木）に各戸に発送しています。

問 福島県相双地方振興局 ☎0244-26-1127

避難しているみなさんもぜひご協力を

春のいわきのまちをきれいにする
市民総ぐるみ運動

■日程：平成26年6月6日（金）～8日（日） ＊雨天の場合は翌週（6月13日（金）～15日（日））へ延期
■内容 6月6日（金）：学校や事業所周辺の清掃 6月7日（土）：海岸や河川の清掃、公園や道路の清掃 6月8日（日）：いわき市内の全家庭周辺の清掃
■参加方法 ①仮設住宅などにお住まいの人が「団体」として参加する場合：事業計画書をいわき市へ提出 ②民間借り上げ住宅などにお住まいの人が「個人」として参加する場合：お住まいの地区の区長や行政嘱託員、隣組長等に参加の意思を伝え、地区の住民と一緒に作業を実施。地区の都合により作業日が異なるので、事前に区長などに確認を。区長などが不明な場合は、いわき市へお問い合わせください。

問 いわき市生活環境部 環境整備課 事業係 ☎0246-22-7440

庭木などは乾燥させて可燃ごみに

一般家庭における庭木などの処理について

仮置き場では平成26年3月末日で庭木などの持込みを終了しました。平成26年4月から一般家庭の庭木の処分については可燃ごみとして乾燥させて指定袋に入れて最寄りのごみステーションへ出すか、南部衛生センター（楢葉町）への持ち込みをお願いします（指定袋に入れない場合は有料）。

直接持ち込む人は、南部衛生センターへ電話連絡（☎0240-25-4609）をしたうえで身分証明証（運転免許証）と「り災証明書」を持参してください。

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

居住地が変わったら届け出を

居住地(避難先など)の変更届けについて

広野町では災害時の避難誘導などや広報誌などのお知らせを適宜送付するため、居住地（避難先など）の台帳を整備しています。居住地に変更があった場合には「住所異動連絡票」に必要事項を記入して環境防災課へ届け出てください（様式は役場環境防災課に設置）。

問 環境防災課 ☎0240-27-2114

農作物の凍霜害を防ぐ

防霜対策本部を設置しました

農作物の凍霜害を未然に防ぐため、役場内に防霜対策本部を設置しました。設置期間は4月1日から5月31日までです。万が一被害があった場合には、産業振興課へご連絡ください。

問 産業振興課 農林振興係 ☎0240-27-4163

均等割非課税の人に

臨時福祉給付金について

平成26年4月から消費税率が引き上げられましたが、所得の低い人への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

■給付対象者

平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人（ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護者となっている場合などは対象外）

■給付額

給付対象者1人につき10,000円（ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など5,000円を加算。）

■申請手続

基準日（平成26年1月1日）において住民登録のある市町村に申し込む（申請書は6月中旬に郵送予定）。
※広野町では平成26年度町民税確定後に申請受付を開始する予定ですが、給付対象者であっても確定申告をしないと所得が確定しないため給付が受けられない場合があります（所得が年金のみの方は、確定申告の必要はありません。）。具体的な申請の受付時期・手続等については、決定次第広報ひろのなどでお伝えします。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

児童手当の受給者に

子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

■支給対象者 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当または特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人（平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含む）。

■対象児童 支給対象者の児童手当の対象となる児童（ただし、臨時福祉給付金の支給対象児童と生活保護制度の受給世帯の児童を除く）

■給付額 対象児童1人につき10,000円

■申請手続 基準日（平成26年1月1日）において住民登録のある市町村に申し込む（申請書は5月下旬に郵送予定。）。
*広野町では平成26年度町民税確定後に申請受付を開始する予定です。具体的な申請の受付時期・手続などについては、決定次第広報ひろのなどでお伝えします。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

広野町金婚祝

金婚祝の申込受付を行います

平成26年に金婚を迎えられるご夫婦（昭和39年に結婚されたご夫婦）は、金婚祝にお申し込みください。詳しくは、福祉介護課へお問い合わせください。

■対象者 町内に住所を有し、平成26年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

■申込期限 平成26年7月14日（月）

■申込方法 福祉介護課に必要書類（申込書、戸籍抄本など）を提出してください。

*広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115